

公害防止統括者・公害防止管理者の選任等(騒音及び振動関係)

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に定める工場においては、公害の発生防止を自主的に取り組むための人的措置の設置が義務付けられております。

本法に定める特定工場においては、公害防止統括者、公害防止管理者等の選任等並びにその届出が必要です。

1. 特定工場とは

対象業種	所在地の用途地域	施設の要件	
1. 製造業 (物品の加工業を含む) 2. 電気供給業 3. ガス供給業 4. 熱供給業	工業専用地域を除く地域	騒音	機械プレスのうち、呼び加圧能力が980キロニュートン(100重量トン)以上
			鍛造機のうち、落下部分の重量が1トン以上のハンマー
		振動	液圧プレスのうち、呼び加圧能力が2941キロニュートン(300重量トン)以上、ただし矯正プレスを除く
			機械プレスのうち、呼び加圧能力が980キロニュートン(100重量トン)以上 鍛造機のうち、落下部分の重量が1トン以上のハンマー

※ある工場が同時に2以上の業種に属し、かつ、それらの業種の一部が法の対象業種である場合、その工場は、特定工場になります。

2. 必要な公害防止組織とは

	職務	要件	資格	届出期限
公害防止統括者 その代理者 ^{※注1}	特定工場における公害防止に必要な業務の統括・管理を行う (工場長等を想定)	常時使用する従業員の数 ^{※注2} が21人以上の事業所	不要	必要が生じた日から30日以内に選任し、選任した日から30日以内に届出。死亡・解任の場合も30日以内に届出。
公害防止管理者 その代理者	特定工場の公害防止に関する技術的事項(原材料等の検査、施設の点検等)の管理を行う (施設の直接の責任者を想定)	施設の区分による (上表参照)	公害防止管理者試験に合格しているか、又は資格認定講習の課程を修了していること	必要が生じた日から60日以内に選任し、選任した日から30日以内に届出。死亡・解任の場合も30日以内に届出。

※注1. 代理者とは、公害防止統括者、公害防止管理者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合に備えて、その職務を代行する者で、あらかじめ選任しておく必要があります。

※注2. 事業者が使用する従業員のうち個々の工場に配置されている従業員の数ではなく、事業者が常時使用する従業員の総数を表します。例えば、常時使用する従業員が20人以下の工場であっても、その事業者別に別の工場がありその事業者が常時使用する従業員を合計すると、21人以上になる場合は、それぞれの工場について公害防止統括者を選任する必要があります。

3. 兼務について

次の場合、兼務が禁止されています。

(1)同一人が2以上の工場の公害防止管理者又はその代理者を兼ねる場合。

ただし、2以上の工場の公害防止業務に係る指揮命令系統が明確化されており、かつ、実態上も公害防止業務を行い得る場合については、同一人の公害防止管理者(代理者)の兼任が認められる場合もあります。

(2)同一人が本人とその代理者を努める場合。

4. 届出上の注意

(1)届出に必要な添付書類

公害防止管理者試験(国家試験)の合格証の写し、又は、資格認定修了証書の写し

※1. 公害防止管理者試験は毎年1回行われます。受験資格はありません。

※2. 資格認定講習は学歴及び実務経験または技術資格がある場合、書類審査後、一定の講習を受講し、修了試験に合格することで、国家試験と同等の資格を有することができます。

(2)届出者

本法に定める特定工場の代表者

(3)届出部数

環境推進課に2部提出してください。1部は押印して返却します。

(4)その他

特定工場には、騒音・振動の区分以外に大気や水質等があります。刈谷市への届出が必要になるのは騒音・振動のみ該当する場合です。大気、水質等に該当する場合は愛知県西三河県民事務所へ届出をしてください。この場合は騒音・振動に該当する場合でも刈谷市への届出は不要です。